第7期

京田辺市
高齢者保健福祉計画

概要版

平成30年3月

京田辺市

京田辺市の姿

■ 将来人口

計画期間となる2020年（平成32年）までの総人口については今後も増加傾向で推移し、高齢化率（65歳以上人口／総人口）については横ばいで推移する見込みです。

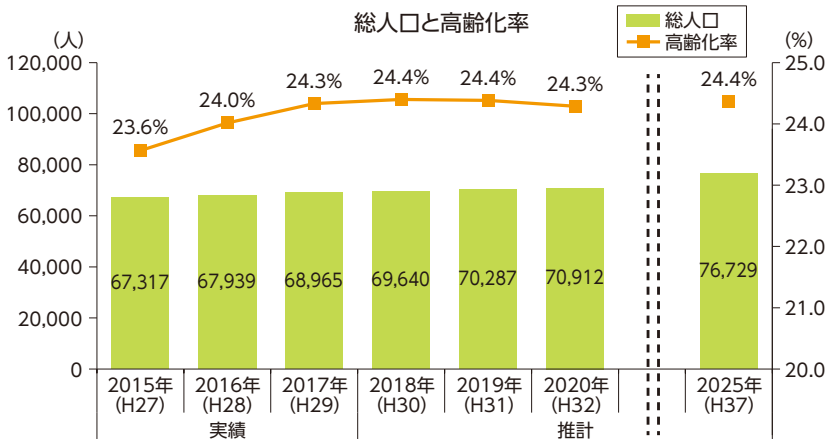

■ 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数及び認定率（被保険者に対する要支援・要介護認定者の割合）については、ともに増加傾向で推移する見込みです。

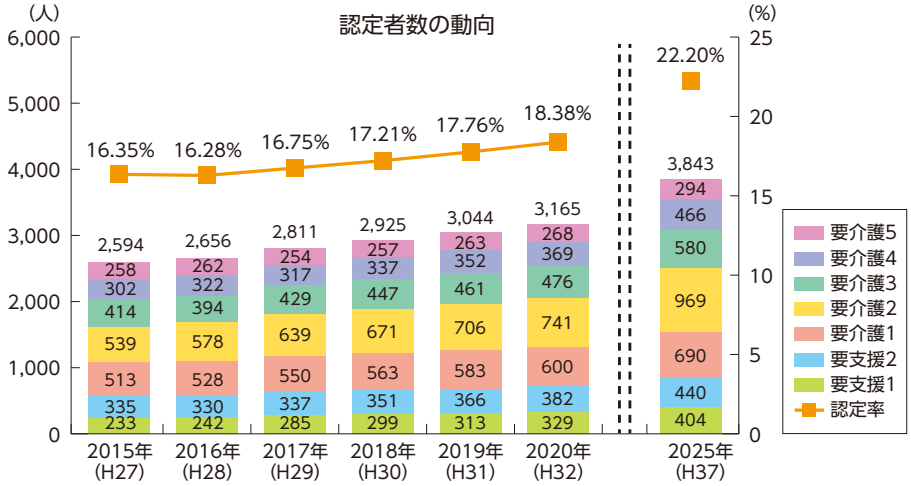

■ 認知症患者数

認知症患者数については増加傾向で推移し、2020年（平成32年）には約3千人（高齢者の約6人に1人）になるものと推計されています。

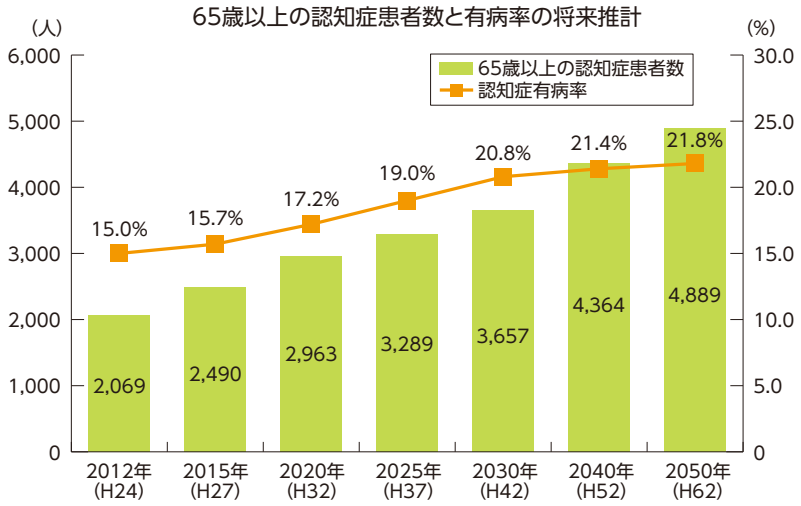

計画の基本的な考え方と基本理念

■ 計画策定の趣旨と背景

本市では、高齢者保健福祉施策や介護保険事業を具体的に進めていくための計画として、2015～2017年度（平成27～29年度）を計画期間とする「第6期京田辺市高齢者保健福祉計画」を策定し、“みんなで支え合い、豊かに年を重ね安心して暮らせるまち～「高齢者」が「幸齢者」になれるまち～”を基本理念とした施策・事業の展開を図ってきたところです。

こうした「第6期京田辺市高齢者保健福祉計画」の基本的な方向性と成果を継承しつつ、中長期的視点からは2025年（平成37年）における地域包括ケアシステムの充実やさらには地域共生社会の実現を目指すとともに、今後の3年間の具体的な施策・取組みを進めるための計画として「第7期京田辺市高齢者保健福祉計画」を策定します。

■ 計画期間

2018年度（平成30年度）～2020年度（平成32年度）

■ 基本理念

第7期計画では、地域のつながりなどによって、お互いに支え合い、助け合っていくことで安心して暮らすことができ、幸せに年齢を重ねていくことができるまちをつくっていく、という視点を大切にし、目指すべき姿を設定し取り組んでいきます。

みんなで支え合い、豊かに年を重ね
安心して暮らせる共生社会を目指して
～「高齢者」が「幸齢者」になれるまち～

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

■ 基本目標

基本理念を実現していくため、以下の5つの基本目標を設定しました。

基本目標1　高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防

1. 健康づくりの推進と健康寿命の延伸
2. 生きがいづくりと社会参加
3. 介護予防サービスの推進

重点的に推進する事項

歩く健幸（けんこう）づくりを進めます。

若い頃から運動習慣を定着させるためウォーキングイベントや「足の健康」をテーマにした教室を実施します。

基本目標2　地域包括ケアシステムの充実

1. 地域包括支援センターの充実
2. 地域ケア会議の運営
3. 多職種（医療・介護など）の連携
4. 地域で高齢者を支える仕組みづくり

重点的に推進する事項

医療・介護の連携を推進します。

地域包括支援センターあんあんが中心となり、高齢者が住み慣れた地域で少しでも長くすごせるよう医療・介護サービスの連携や充実を図ります。

● 地域包括ケアシステムの姿 ●

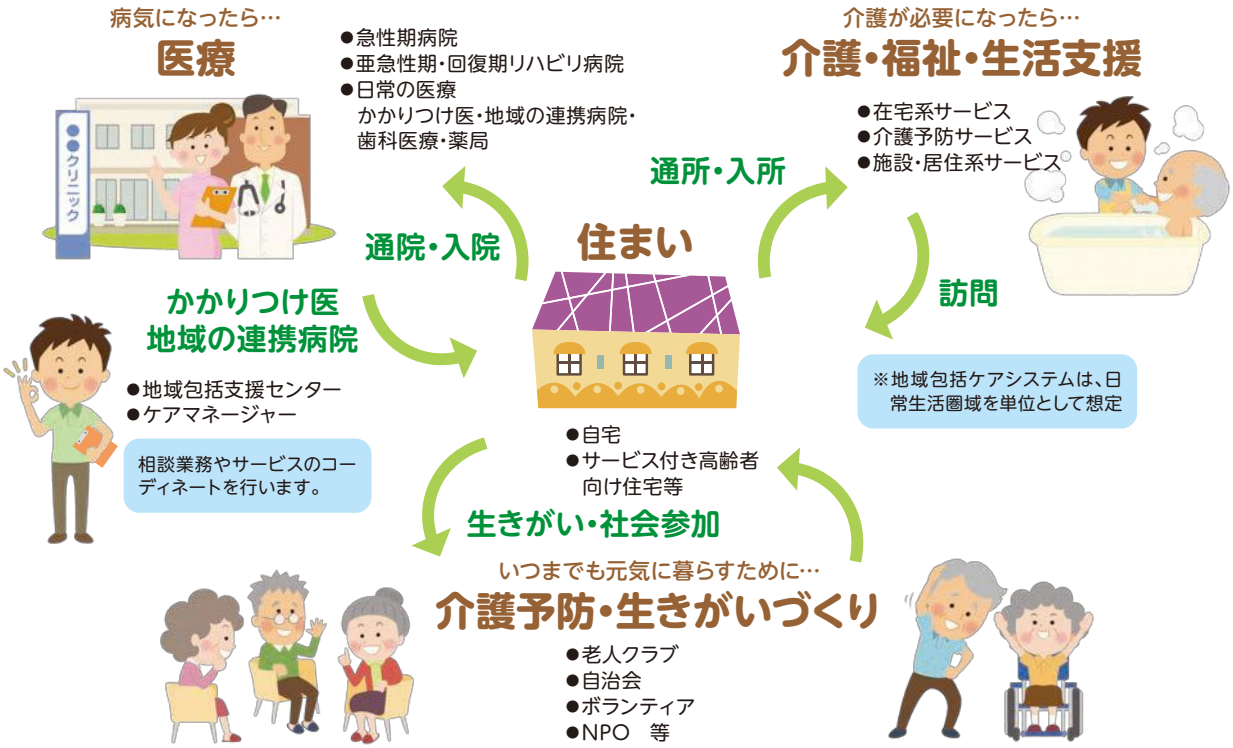

基本目標3　高齢者の人権を尊重する視点に立った安全・安心な暮らしの推進

1. 認知症高齢者に対する支援
2. 虐待防止
3. 権利擁護
4. 防災・防犯体制の推進

重点的に推進する事項

認知症初期集中支援チームの充実を図ります。

認知症が疑われる人や認知症の人に必要な医療や介護の導入や調整、家族支援などの初期の支援を行い、自立した生活を送れるよう専門機関との連携を図ります。

初期集中支援チーム

- 医師
- 看護師
- ケースワーカー
- 作業療法士
- 介護士
- 臨床心理士

基本目標4　介護サービス内容の充実と質の向上

1. 適切な要介護等認定の実施
2. 介護サービス等の充実
3. 介護保険制度の適正・円滑な運営

基本目標5　個々の高齢者等の状態に配慮した生活支援

1. 社会参加のための場づくりとネットワーク化
2. 生活支援コーディネーターの活用
3. 住み慣れた地域で暮らし続ける環境づくり
4. 在宅サービスの推進

重点的に推進する事項

身近な居場所づくり支援事業を拡大します。

身近な居場所の開催回数、場の拡大、内容の充実を図り、身近な居場所づくりをより一層進めていきます。

重点的に推進する事項

高齢者がいきいきと活躍する場を広げます。

高齢者いきいきポイント事業を充実させ、特技を持ったボランティアを「いきいきサポーター」として育成し、地域の中で活躍できる場を広げます。

介護保険サービス給付費の見込み

■ 総給付費

総給付費（介護保険サービス給付費、介護予防サービス給付費）については、第7期計画期間の2018～2020年度（平成30～32年度）の3年間で約123億円を見込んでいます。

（単位：千円）

		第7期		
		2018年度（H30）	2019年度（H31）	2020年度（H32）
予防	(1) 在宅サービス	51,261	53,032	55,160
	(2) 居住系サービス	7,889	9,429	9,829
	小計	59,150	62,461	64,989
介護	(1) 在宅サービス	2,099,603	2,249,372	2,358,166
	(2) 居住系サービス	363,703	394,647	430,447
	(3) 施設サービス	1,345,675	1,436,216	1,436,216
	小計	3,808,981	4,080,235	4,224,829
総給付費		3,868,131	4,142,696	4,289,818
		12,300,645		

■ 標準給付費

総給付費等を含む標準給付費については、第7期の2018～2020年度（平成30～32年度）で約132億6百万円を見込んでいます。

（単位：千円）

	第7期		
	2018年度（H30）	2019年度（H31）	2020年度（H32）
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	3,865,339	4,188,452	4,390,443
総給付費	3,868,131	4,142,696	4,289,818
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	△ 2,792	△ 4,506	△ 4,748
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	50,262	105,373
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	180,163	182,406	184,569
特定入所者介護サービス費等給付額	180,163	182,406	184,569
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	51,625	51,863	52,103
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,549	15,549	15,549
算定対象審査支払手数料	4,050	4,200	4,350
標準給付費見込額	4,116,725	4,442,471	4,647,014
	13,206,211		

なお、上表における財政影響額とは、制度改正に伴い、一部利用者において自己負担分が増額（2割負担→3割負担）となることによる給付額の減額調整額です。

■ 地域支援事業費

地域支援事業費については、第7期の2018～2020年度（平成30～32年度）で約7億97百万円を見込んでいます。

（単位：千円）

	第7期		
	2018年度（H30）	2019年度（H31）	2020年度（H32）
介護予防・日常生活支援総合事業費	118,898	127,549	132,004
包括的支援事業・任意事業費	137,797	139,810	141,871
地域支援事業費	256,696	267,359	273,875
	797,930		

■ 保険料の段階設定

第7期の保険料段階設定にあたっては、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな所得段階区分設定を行います。

所得段階	対象者要件	基準額に対する割合
第1段階	生活保護受給の方、本人が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給の方、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下の方	0.5 (0.45)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等が年間80万円超120万円以下の方	0.65
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等が年間120万円超の方	0.75
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等が80万円以下の方	0.9
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等が80万円超の方	1.0
第6段階	本人が市町村民税課税かつ 本人合計所得金額が125万円以下の方	1.15
第7段階	本人が市町村民税課税かつ 本人合計所得金額が125万円超190万円未満の方	1.25
第8段階	本人が市町村民税課税かつ 本人合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.5
第9段階	本人が市町村民税課税かつ 本人合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.7
第10段階	本人が市町村民税課税かつ 本人合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.9
第11段階	本人が市町村民税課税かつ 本人合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	2.2
第12段階	本人が市町村民税課税かつ 本人合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	2.5
第13段階	本人が市町村民税課税かつ 本人合計所得金額が1,000万円以上の方	2.8

高齢者福祉に関わる施設の一覧

市外局番：0774

京田辺市老人福祉関係施設		
常磐苑	草内五ノ坪6	電話：62-3643　FAX：63-5588
宝生苑	大住内山7	電話：68-2222　FAX：68-2228
三山木老人いこいの家	三山木谷垣内6-1	電話：68-2170　FAX：62-3888 （三山木福祉会館）

京田辺市市域包括支援センターあんあん		
		担当地域
あんあん市役所	京田辺市田辺80 京田辺市役所内 電話：63-1268	田辺、一休ケ丘、薪、新田辺西住宅、新田辺東住宅、河原、興戸
あんあん常磐苑	草内五ノ坪6 老人福祉センター　常磐苑内 電話：68-1310	草内、新興戸、飯岡、東、府営住宅、山本、高木、二又、南山東、南山西、山崎、出垣内、江津、宮ノ口、同志社、同志社山手、多々羅、普賢寺、水取、天王、打田、高船
あんあん宝生苑	大住内山7 老人福祉センター　宝生苑内 電話：68-0705	松井、西八、東林、岡村、三野、花住坂、松井ケ丘、山手東、山手中央、山手南、山手西、大住ケ丘、健康村、健康ケ丘、大住飛地

＊『あんあん』という愛称には「あんぜんあんしん」「あ～んまですべて」という意味が込められています。

地域窓口相談		
在宅介護支援センター九十九園	大住池平99-1	電話：63-0804
田辺中央病院 京田辺市在宅介護支援センター	田辺中央六丁目1-6	電話：63-5163
京田辺市社会福祉協議会 ケアプランセンター	興戸犬伏5-8	電話：65-3826
セピアの園 京田辺市在宅介護支援センター	飯岡南原41	電話：65-4883
在宅介護支援センターつつきの郷	三山木西ノ河原43-2	電話：68-5155

京田辺市第7期高齢者保健福祉計画　概要版

2018～2020年度（平成30～32年度）

平成30年3月

発　行：京田辺市　健康福祉部　高齢介護課

〒610-0393　京都府京田辺市田辺80番地

電話：0774-64-1373　FAX：0774-63-5777